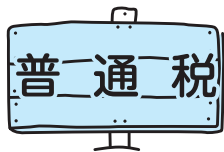
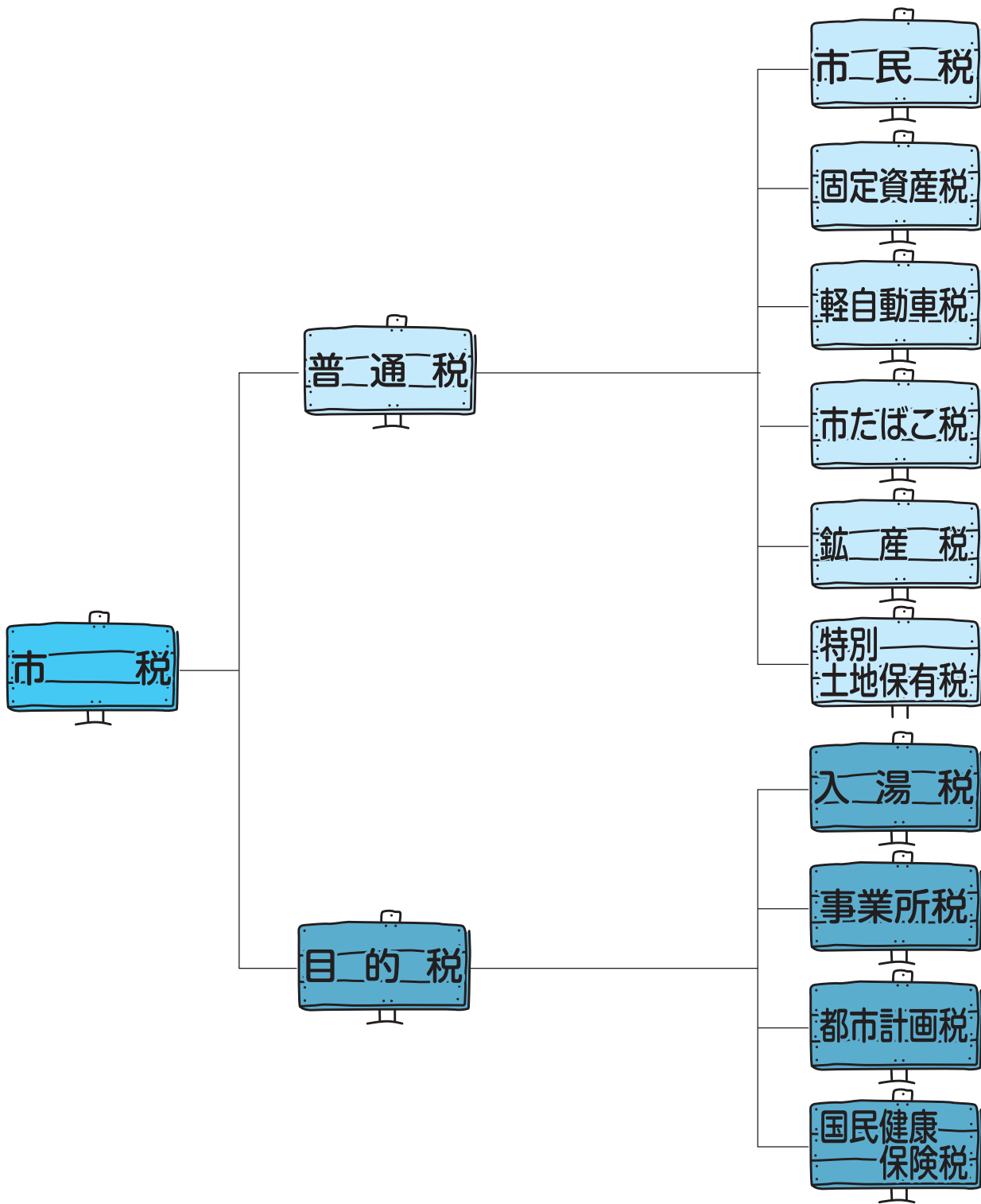
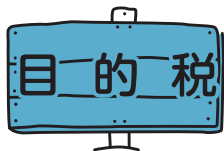


市税の種類



は、納められた税金の使いみちが特定されず、どのような仕事の費用にもあてることができる税金のことです。



は、たとえば都市計画税として納められた税金は、都市計画事業等のための費用にあてなければならないというように、この税金の使いみちが特定されている税金をいいます。

第1章 市税とくらし

第2章 市税のあらまし
市税の種類

第3章 納税のご案内

第4章 証明・閲覧

第5章 税に関するお問い合わせ先

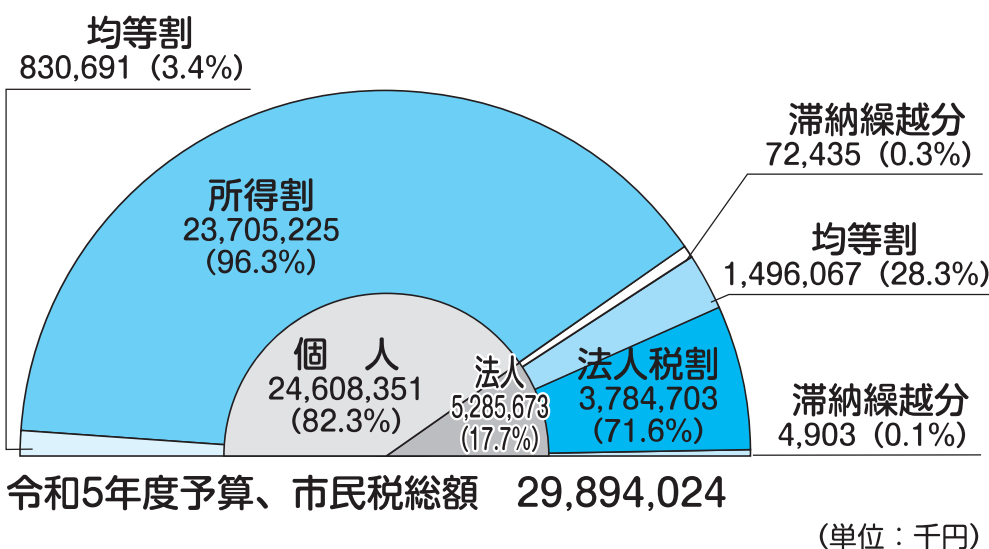
第6章 市役所のご案内

市 民 税

市民税は、一般に県民税と併せて「住民税」と呼ばれ、住民の皆さんの担税力に応じて負担するという性格をもち、個人の負担する個人市民税と、会社などの法人が負担する法人市民税があります。

また、市民税には定額を納めていただく均等割と、個人の所得に応じて納めていただく所得割（会社などの場合は法人税割）があります。

なお、個人県民税の申告と納税は、個人市民税と併せて行うことになっています。



個人市民税

1 個人市民税を納める人（納税義務者）

個人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	所得割
その年の1月1日現在、市内に住所を有する個人	○	○
その年の1月1日現在、市内に住所を有しないが、事業所または家屋敷を有する個人	○	×

○…納税義務がある
×…納税義務がない

2 非課税となる人（均等割や所得割が課税されない人）

均等割・所得割ともに非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法によって生活扶助を受けている人 ●障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人（給与所得者の場合、年収204万4千円未満の人）
均等割が非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> ●前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人 31万5千円×(同一生計配偶者、扶養親族の合計数+1)+289,000円 ※本人のみの場合41万5千円
所得割が非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> ●前年中の総所得金額等が、次の算式で求めた額以下の人 35万円×(同一生計配偶者、扶養親族の合計数+1)+420,000円 ※本人のみの場合45万円 ●所得控除、税額控除により所得割額が算出されない人（次のページ以降参照）

（注）扶養親族は、16歳未満（年少扶養親族）の人も含みます。
合計所得金額とは……申告分離課税分（分離譲渡所得の特別控除前）を含むすべての所得の合計額で、損失に係る繰越控除適用前の金額です。
総所得金額等とは……申告分離課税分（分離譲渡所得の特別控除前）を含むすべての所得の合計額で、損失に係る繰越控除適用後の金額です。

3 市民税・県民税額

市民税・県民税は、前年1年間の所得をもとに計算されます。
 税額は、均等割額と所得割額の合計額です。

$$(A) \text{ 均等割額} + (B) \text{ 所得割額} = \text{市民税・県民税額}$$

(A) 均等割（平成26年度から令和5年度まで）

均等割額は市民の皆さんに広く負担していただくもので、定額です。

市民税 3,500円 県民税 2,000円

※県民税の均等割には、森林環境税500円を含みます（平成18年度から令和7年度まで実施）。

(B) 所得割

所得割額の計算は次の順序で行います。

(1) 所得金額の計算

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

(2) 課税標準額の計算

$$\text{所得金額} - \text{所得控除} = \text{課税標準額} \quad \text{千円未満の端数切捨て}$$

(3) 所得割額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

※申告により、配当割額および株式等譲渡所得割額の控除を受けた場合は、上記所得割額が変わります。

(1) 所得金額の計算

所得の種類とその概要

所得の種類	概要	所得金額の計算方法	課税方法	
事業所得	営業所得	商・工業、漁業、自由業などの自営業から生ずる所得	収入金額－必要経費	総合
	農業所得	農業から生ずる所得		
不動産所得	土地や建物などの貸付から生ずる所得	収入金額－必要経費	総合	
利子所得	公社債や預金の利子などの所得	収入金額がそのまま所得となります	総合	
配当所得	株式や出資金の配当、証券投資信託の分配などの所得	収入金額－株式などを取得するための借入金の利子	総合	
	上場株式等の配当などの所得で、申告分離課税を選択したもの		申告分離	
給与所得	給料、賃金、賞与などの所得	収入金額－給与所得控除額(14ページ参照)	総合	
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金などの所得	総合	
	業務	原稿料、講演料、シルバー人材センターなどの所得	総合	
	その他	生命保険の年金など、他の所得にあてはまらない所得 先物取引による所得	総合 申告分離	
譲渡所得	機械、ゴルフ会員権、書画、骨董などの資産を譲渡したことによる所得	収入金額－取得費などの必要経費等－特別控除額 ※特別控除額および総所得金額に算入する金額はケースにより異なります	総合	
	土地や建物などの資産や、株式など有価証券を譲渡したことによる所得		申告分離	
一時所得	賞金、競馬等の払戻金、生命保険等の満期返戻金などの所得	収入金額－必要経費－特別控除額 ※特別控除額は最高50万円です ※総所得金額に算入する金額は1/2になります	総合	
退職所得	退職金、退職手当などの所得	(収入金額－退職所得控除額)×1/2 ※法人役員(勤続5年以下)などの退職所得については1/2を乗じません	申告分離	
山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	収入金額－必要経費－特別控除額 ※特別控除額はケースにより異なります	申告分離	

「総合課税」とは、他の所得と合算して市民税・県民税を計算する方法です。

「申告分離課税」とは、他の所得と分離して市民税・県民税を単独で計算する方法です。

非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として区別され、市民税・県民税の課税の対象にはなりません。

代表的な
非課税所得

- (1) 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など
- (2) 給与所得者の出張旅費、一定金額以下の通勤手当など
- (3) 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- (4) 雇用保険の失業給付

給与所得の計算

給与所得については、必要経費に代わるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引くことになっています。給与所得の金額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。

(速算表)

給与所得速算表	給与等の収入金額の合計額		給与所得金額
		～	円
	551,000 円	～ 1,618,999 円	0円
	1,619,000 円	～ 1,619,999 円	収入金額－550,000円
	1,620,000 円	～ 1,621,999 円	1,069,000円
	1,622,000 円	～ 1,623,999 円	1,070,000円
	1,624,000 円	～ 1,627,999 円	1,072,000円
	1,628,000 円	～ 1,799,999 円	収入金額÷4 (千円未満の端数切捨て) ×2.4+100,000円
	1,800,000 円	～ 3,599,999 円	収入金額÷4 (千円未満の端数切捨て) ×2.8－80,000円
	3,600,000 円	～ 6,599,999 円	収入金額÷4 (千円未満の端数切捨て) ×3.2－440,000円
	6,600,000 円	～ 8,499,999 円	収入金額×0.9 －1,100,000円
	8,500,000 円	～	収入金額－1,950,000円

公的年金等の雑所得の計算

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが、雑所得として取り扱われます。

公的年金等の雑所得の金額は、公的年金等の収入金額に応じて次のように計算されます。

65歳以上の場合 (令和5年度課税：昭和33年1月1日以前生まれ)

A = 公的年金等の収入金額

(速算表)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,299,999円	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
3,300,000円～ 4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

65歳未満の場合（令和5年度課税：昭和33年1月2日以後生まれ）

A = 公的年金等の収入金額

（速算表）

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999円	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
1,300,000円～ 4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

所得金額調整控除

以下に該当する納税義務者については、給与所得から所得金額調整控除額を控除します。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合
 - 特別障害者に該当する
 - 年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = {給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円} × 10%

- 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = {給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）} － 10万円

(2) 課税標準額の計算

課税標準額とは、所得金額から所得控除の合計額を差し引いたものです。所得控除の種類とその概要は、次のとおりです（前年の12月31日で判定）。

種 類	要 件	控 除 額		
雑 損 控 除	前年中に、災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた人	(損失額－保険金等の補てん額)－総所得金額等の合計額×10%または災害関連支出額－5万円のいずれか多い額		
医 療 費 控 除	ア. 前年中に、本人や本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った人	(支払った医療費の総額－保険金等の補てん額)－(総所得金額等の合計額の5%か10万円のいずれか低い額) (最高200万円)		
	イ. 前年中に、本人や本人と生計を一にする親族のためにスイッチOTC医薬費を支払った人で、健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行った人	(支払った医薬品費の総額－保険金等の補てん額)－1万2千円 (最高8万8千円)		
	ウ. 支払った医療費がアとイの両方である場合	アとイのどちらか一方のみ適用		
社会保険料控除	前年中に、本人や本人と生計を一にする親族のために社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険など）を支払った人	支払った金額		
小規模企業 共済等掛金控除	前年中に、小規模企業共済法の共済契約による掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った人	支払った金額		
生命保険料控除	平成24年1月1日以後に締結した以下の保険契約等（新契約）の場合	新契約のみ 支払保険料の金額が ～12,000円	支払保険料の全額	
		12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	
		32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	
		56,001円～	28,000円	
		支払保険料がア、イ、ウの複数ある場合	それぞれの控除額の合計額（最高7万円）	
	ア 一般の生命保険料 イ 個人年金保険料 ウ 介護医療保険料	旧契約のみ	支払保険料の金額が ～15,000円	支払保険料の全額
			15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
			40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
			70,001円～	35,000円
			支払保険料がエ、オの複数ある場合	それぞれの控除額の合計額（最高7万円）
平成23年12月31日以前に締結した以下の保険契約等（旧契約）の場合	エ 一般の生命保険料 オ 個人年金保険料	支払い保険料が新契約と旧契約の双方ある場合	新契約と旧契約の控除額の合計額（最高7万円） ※同種契約（アとエもしくはイとオ）が含まれる場合、同種契約内の控除額の合計額は最高28,000円です。旧契約のみの控除額が、28,000円を超える場合は、旧契約のみの控除額を適用します。	

種 類	要 件	控 除 額
地震保険料控除 ア) 地震保険料のみ の場合 イ) 旧長期損害保 険料*のみの場合 *平成18年12月31 日までに締結し 保険期間10年以 上で満期返戻金 があるもの	ア) 支払保険料の金額が ～ 50,000円 ----- 50,001円～	支払保険料×1/2
		25,000円
	イ) 支払保険料の金額が ～ 5,000円 ----- 5,001円～ 15,000円 ----- 15,001円～	支払保険料の全額
		支払保険料×1/2+2,500円 ----- 10,000円
支払保険料がア) とイ) の双方ある 場合	ア) とイ) の控除額の合計額 (最高 25,000円)	
障 害 者 控 除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族 が障がい者である場合 年齢65歳以上で、介護保険の認定 調査などにより障害者控除対象者認 定を受けている人	1人につき26万円 特別障がい者*は30万円 同居の特別障がい者は53万円 *特別障がい者とは、重度精神障がい の人や身体障害者手帳1級、2級の 人などをいいます ※16歳未満の年少扶養親族を含みます
寡婦控除	ひとり親に該当しない人で、次のい ずれかに当てはまる人 1. 夫と死別・離婚した後再婚して いない人や夫の生死が明らかでない 人で、扶養親族(子以外。16 歳未満含む)があり、前年の合計 所得金額が500万円以下の人 2. 夫と死別した後再婚していない 人や夫の生死が明らかでない人 で、前年の合計所得金額が500万 円以下の人 ※どちらも、住民票の続柄に「妻(夫) 未届」の記載がある人は対象外	260,000円
ひとり親 控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を 同じくする子(前年の総所得金額等 が48万円以下)を有する単身者で、 前年の合計所得金額が500万円以下 の人 ※住民票の続柄に「妻(夫)未届」の 記載がある人は対象外	300,000円

種類	要件	控除額
勤労学生控除	<p>大学・各種学校等の学生または生徒で、前年中、自己の勤労に基づく給与所得等*が有り、合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等*以外の所得が10万円以下の人</p> <p>*自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいいます。</p>	26万円
配偶者控除	<p>生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人</p> <p>※納税義務者の要件については別表(次ページ参照)</p>	<p>①一般 最高33万円</p> <p>②老人 最高38万円(70歳以上)</p>
配偶者特別控除	別表(次ページ参照)	最高33万円
扶養控除	<p>生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人</p>	<p>①一般 33万円(16歳～18歳・23歳～69歳)</p> <p>②特定 45万円(19歳～22歳)</p> <p>③老人(70歳以上)</p> <p>同居老親等以外 38万円</p> <p>同居老親等* 45万円</p> <p>*本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者のいずれかと同居を常況としている人をいいます</p> <p>④年少(16歳未満)控除額なし</p> <p>※非課税基準の算定人数(P12)、障害者控除(P17)、寡婦・ひとり親控除(P17)の扶養親族には含まれます。</p>
基礎控除	<p>合計所得金額が2,500万円以下の人</p> <p>※2,500万円を超えると適用しません。</p>	<p>合計所得金額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2,400万円以下 43万円 ・2,400万円超～2,450万円以下 29万円 ・2,450万円超～2,500万円以下 15万円

配偶者控除と配偶者特別控除

次の要件を満たす場合に、本人や配偶者の合計所得金額に応じて控除を受けられます。

① 配偶者控除

- 本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- 配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下であること。
- 配偶者が、青色事業専従者、事業専従者及び他の人の扶養親族でないこと。

② 配偶者特別控除

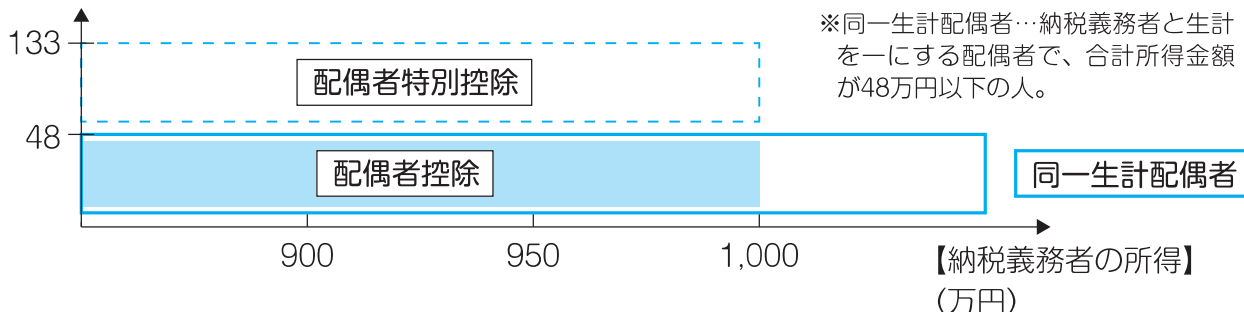
- 本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- 配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超～133万円以下であること。
- 配偶者が、青色事業専従者、事業専従者及び他の人の扶養親族でないこと。

配偶者控除および配偶者特別控除額一覧表

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)	
配偶者控除	48万円以下 (0～1,030,000円)	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円
		配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下 (1,030,001～1,550,000円)		33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下 (1,550,001～1,600,000円)		31万円	21万円	
	105万円超110万円以下 (1,600,001～1,667,999円)		26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下 (1,668,000～1,751,999円)		21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下 (1,752,000～1,831,999円)		16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下 (1,832,000～1,903,999円)		11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下 (1,904,000～1,971,999円)		6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下 (1,972,000～2,015,999円)		3万円	2万円	1万円	

※()内は、給与のみの場合の収入金額です。(所得金額調整控除の適用がある場合は異なります。)

【配偶者の所得】
(万円)



※注意事項

1. 配偶者の合計所得金額が48万円を超えた場合は、市民税・県民税の非課税判定に用いる扶養の人数に含まれません。また、配偶者が障がい者であっても障害者控除の対象にはなりません。
2. 納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、配偶者控除の適用はありませんが、扶養の人数には含まれます。また、配偶者が障がい者である場合は障害者控除の対象になります。
3. 市民税・県民税は個人の所得に応じて課税されるため、配偶者の合計所得金額が41万5千円を超えると、配偶者自身にも市民税・県民税が課税されることがあります。

(3) 所得割額の計算

所得割額は、以下の計算式によって求めます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \text{(千円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{① 税率} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{② 調整控除額} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{③ 税額控除額} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{④ 配当割額・株式等} \\ \text{譲渡所得割額控除額} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(百円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

① 税率

総合課税の所得（給与、事業、不動産、配当、一時、雑、利子、譲渡）および山林所得は下表の税率を使います。

課税標準額	税目	市民税	県民税
		税率	税率
一律		6%	4%





② 調整控除

市民税・県民税と所得税とでは扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。そのため同じ所得金額でも市民税・県民税の課税標準額は所得税よりも多くなってしまいますので、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、市民税・県民税を減額する措置がとられます。

ただし、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

* 人的控除の差については、30ページ「市民税・県民税と所得税の控除額の違い」を参照

具体的には、次の額を所得割から減額します。

○市民税・県民税の課税標準額が200万円以下の人

➡イとロのいずれか小さい額の5%

イ 人的控除の差の合計額

ロ 市民税・県民税の課税標準額

○市民税・県民税の課税標準額が200万円を超える人

➡{人的控除の差の合計額－(市民税・県民税の課税標準額－200万円)}×5%
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

③ 税額控除

配当控除

配当所得の金額×配当控除の控除率＝配当控除額

◎配当控除の控除率

課税標準額		市民税	県民税
1,000万円以下の場合		1.6%	1.2%
1,000万円を超える場合	1,000万円以下の部分の金額	1.6%	1.2%
	1,000万円を超える部分の金額	0.8%	0.6%

※配当所得の種類によっては控除率が異なる場合があります。

※上場株式等の配当等で、申告不要または申告分離課税を選択したものは対象外となります。

外国税額控除

外国で得た所得について、その国の法令により所得税や市民税・県民税に相当する税が課税された場合は、一定の方法で外国税額が控除されます。



住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、当該年分の所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の市民税・県民税から控除します。

※対象となる人、控除額等については35・36ページ（Q & A「住宅借入金等特別税額控除とは？」）を参照

寄附金税額控除

前年中に次のア～ウに該当する寄附金を支出したときは、2,000円を超える部分について、その金額に応じた税額控除を受けることができます。

- ア 大分県共同募金会または日本赤十字社大分支部に対する寄附金（※国や政党等に対する寄附金は対象になりません）
- イ 大分県や大分市の条例により指定された、大分県内または大分市内に事務所または事業所がある次の法人に対する寄附金
 - ・ 特定公益増進法人（社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人など）
 - ・ 国立大学法人、公立大学法人など
 - ・ 認定NPO法人
 - ・ 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金（所得税の控除対象ではありませんので、市民税・県民税の申告が必要です）
- ウ 地方公共団体に対する寄附金（ふるさと寄附金）
- エ 災害等に対する義援金

A. 基本控除額の計算

(寄附金額－2,000円) × 10%

※寄附金額は、総所得金額等の30%を上限とします。

B. 特例控除額の計算（ふるさと寄附金の場合のみ）

(寄附金額－2,000円) × [90%－(0～45.945%*)]

*寄附をした人の所得税および復興特別所得税の率

※この特例控除額は、市民税・県民税所得割額の20%を上限とし、A. 基本控除額に加算されます。また、総務大臣から指定を受けていない都道府県・市区町村への寄附は、この対象にはなりません。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除が受けられる仕組みです。

確定申告を行う場合は所得税と市民税・県民税から軽減を受けますが、ワンストップ特例の場合は所得税の軽減相当額を含め、市民税・県民税からまとめて控除します。なお、ワンストップ特例の適用を受けるには、寄附先の自治体に申告特例申請書を提出する必要があります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けることができません。

1. 確定申告書や市民税・県民税申告書の提出を要する人
2. 寄附先の自治体が5団体を超える人
3. 申告特例申請書（変更届出書を含む）に記載された住所と、1月1日に課税権を有する自治体が相違するなどして大分市に申告特例通知書が送付されない人

④ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

上場株式に係る配当所得・株式等譲渡所得について申告した場合は、当該所得の5%相当額を配当割額、株式譲渡所得割として控除します。なお、控除不足額があれば、税額に充当、または還付します。

※申告不要制度を利用した場合は対象外となります。

4 土地、建物等を譲渡した場合の市民税・県民税（分離課税）

土地、建物等の資産を譲渡した場合の所得は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

(1) 長期譲渡所得と短期譲渡所得

譲渡した資産の所有期間により、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分されます。

区 分	所 有 期 間
長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるとき
短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のとき

(2) 譲渡所得に係る税額の計算

$$\text{収入金額} - \text{資産の取得費} - \text{譲渡の費用} = \text{譲渡益}$$

$$\text{譲渡益} - \text{①特別控除額} = \text{譲渡所得金額}$$

$$\text{譲渡所得金額} - \text{所得控除額} = \text{譲渡課税標準額}$$

※総合課税から引ききれない額

$$\text{譲渡課税標準額} \times \text{②税率} = \text{譲渡所得の税額}$$

① 特別控除額

主なものは次のとおりです。

譲 渡 所 得 の 内 容	控 除 額
収用交換等による資産の譲渡	5,000万円
自己の居住用財産の譲渡	3,000万円
特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000万円
特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500万円
農地保有合理化等のための農地等の譲渡	800万円
低未利用土地等の譲渡	100万円

※ケースにより控除額が変わることがあります。



② 税率

税率は次のとおりです。

項 目	市 民 税	県 民 税
分離長期譲渡（一般）	3.0%	2.0%
優良住宅地等 （特例適用分）	2,000万円以下	1.6%
	2,000万円超	2.0%
居住用財産	6,000万円以下	1.6%
	6,000万円超	2.0%
分離短期譲渡（一般）	5.4%	3.6%
分離短期譲渡（軽減）	3.0%	2.0%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

5 退職所得に対する市民税・県民税（分離課税）

退職所得にかかる市民税・県民税は、退職金等の支払いの際に特別徴収されます。

(1) 退職所得の計算

$$\begin{aligned} & (\text{退職金等支払金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \\ & = \text{退職所得の金額 (1,000円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

退職所得控除額

勤続年数(1年未満は切り上げ)	退職所得控除額
20年以下のとき	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)
20年を超えるとき	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※障がい者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、上記により算出された金額に100万円が加算されます。

(2) 退職所得に対する市民税・県民税額の計算

市民税額＝退職所得の金額×6%（市民税率）

県民税額＝退職所得の金額×4%（県民税率）

※市民税・県民税額に100円未満の端数がある場合は、100円未満の金額を切り捨てます。

6 申告について

市民税・県民税の申告は市役所へ
所得税の確定申告は税務署へ

(1) 期間

例年、2月1日から3月15日まで

（※詳しくは1月1日号の市報（予定）をご確認ください）

(2) 会場

市役所または各支所等（※各支所等は、期間を設けて順次受付）

(3) 方法

上記の会場で窓口受付または郵送

※大分市の公式ホームページで市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。申告書のデータ送信はできないので、印刷してご提出ください。



詳細は大分市の公式ホームページで「市民税 申告」と検索してご覧ください。

情報を探す

市民税 申告

検索

(4) 申告が必要な人

1月1日現在、市内に住み次のいずれかに該当する人

【前年中に収入があった人のうち】

- 営業等、農業、不動産、利子、配当、雑（公的年金等以外）などの収入があった人で、所得税がかからない人、確定申告書を提出する義務のない人
- 給与、公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする人
- 給与支払報告書が市に提出されていない人
- 給与、公的年金等の収入があった人で、これ以外の収入があった人（税務署への確定申告が必要ない20万円以下の所得でも市民税・県民税の申告は必要です）

※確定申告をする人は、市民税・県民税の申告は不要です。

【前年中に収入がなかった人のうち】

- 親族の確定申告書、給与支払報告書（年末調整）などで扶養控除の対象になっていない人
- 市外に住む親族の扶養控除の対象になっている人
- 前年中の合計所得金額が1,000万円を超える人の同一生計配偶者（税務署への確定申告で配偶者を同一生計配偶者として申告している場合などは不要です）

1月1日現在、市内に住んでいなかったが、市内に事務所、事業所、家屋敷のある人

(5) 申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- 番号確認書類：マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など
- 本人確認書類：運転免許証、パスポート、健康保険証など
※マイナンバーカードをお持ちの人は、番号確認と本人確認が1枚でできます。
- 所得の計算に必要なもの（前年中の収入、事業経費に係るものに限りま）
 - ◇ 給与所得者、年金受給者：源泉徴収票、給与明細書、給与支払証明書など
 - ◇ 営業等、農業、不動産所得のある人：収入、必要経費がわかる帳簿や書類など
- 所得控除、税額控除の計算に必要なもの（前年中に支払ったものに限りま）
 - ◇ 雑損控除：罹災証明書、災害などに関連して支出をしたことがわかる領収書、保険金などで補てんされた金額の証明書など

- ◇医療費控除：①医療費控除の明細書、保険金などで補てんされた金額の証明書
②セルフメディケーション税制の明細書
※控除の適用を受けようとする①、②いずれかをご用意ください。
※領収書のみでは適用できません。必ず支払った医療費などを集計した明細書を作成して添付してください。
- ◇社会保険料控除：国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などを支払ったことがわかる領収書や証明書など
- ◇障害者控除：障害者手帳など（前年の12月31日以前に発行されたもの）
- ◇生命保険料控除：生命保険、個人年金保険、介護医療保険の各種保険料控除証明書
- ◇地震保険料控除：地震保険料控除証明書、旧長期損害保険料控除証明書
- ◇寄附金税額控除：都道府県や市区町村、寄附先の法人などが発行する寄附金受領証明書など

市役所では確定申告書の作成（所得税の還付・納付等）はできませんので、税務署が設置する申告相談会場等をご利用ください。なお、自宅などでパソコンやスマートフォンを使って、e-Tax（電子申告）による確定申告ができます。その際、マイナンバーカードまたは税務署にて事前にID・パスワードの発行が必要です。

7 徴収の方法

(1) 普通徴収

事業所得者などの場合や、給与から市民税・県民税を差し引くことができない場合は、市から発送された納税通知書により、通常年4回（6月、8月、10月および翌年の1月末）に分けて個人で納めていただきます（納付書または口座振替）。これを普通徴収といい、納税通知書は毎年6月中旬にご自宅にお送りします。

(2) 給与からの特別徴収（天引き）

給与所得者の場合は、会社などの給与の支払者（特別徴収義務者）が、6月から翌年の5月までの各月の給与から税額を差し引きし、会社がとりまとめて各月分を翌月10日までに納めることになっています。これを給与からの

特別徴収といい、納税義務者には給与の支払者を通じて税額を通知します(毎年5月中旬頃)。

※退職した場合の市民税・県民税は?…Q & A (34ページ参照)

【令和5年度の場合】

令和4年1月～12月の給与所得等に基づいて、令和5年度分の市民税・県民税が課税されます。特別徴収の人については、令和5年6月～令和6年5月の給与支給時に徴収されます。

(3) 公的年金等からの特別徴収(天引き)

①特別徴収の対象者

年金所得がある場合で、次の条件の全てに該当する人は、公的年金等支払者(特別徴収義務者)から公的年金等が支給される時点で税額を差し引きし、公的年金等支払者が納めることになっています。これを公的年金等からの特別徴収といい、納税者には市から6月中旬に通知書をお送りします(非課税の人を除く)。

- ア 前年中に公的年金等の支払いを受けた人
- イ 当該年度の初日(毎年4月1日)において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人
- ウ 老齢基礎年金等の年額が18万円を超えている人

【注】上記ア～ウの条件に該当していても、特別徴収にならない場合があります。

- (例) 1. 公的年金等に係る所得について税額が生じない場合
- 2. 特別徴収対象税額が介護保険料や国民健康保険税等を差し引いた老齢基礎年金等の残額を超える場合

②特別徴収の対象税額

公的年金等に係る所得の所得割額及び均等割額

※なお、公的年金等以外の所得がある場合、その所得に係る税額は普通徴収(納付書や口座振替)で納めます。また、給与から市民税・県民税を特別徴収されている人は、給与所得等に係る所得割額及び均等割額は、継続して給与から差し引かれます。

③各月の徴収方法（年金収入のみの場合）

ア 令和5年度に特別徴収が開始される人の徴収方法

納付月及び年金支給月	令和5年6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	令和6年2月
徴収方法	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
徴収税額	年税額÷4	年税額÷4	年税額÷6	年税額÷6	年税額÷6
例) 年税額が 60,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

イ 令和4年度から引き続き特別徴収される人の、令和5年度の徴収方法

年金支給月	令和5年4月	6月	8月	10月	12月	令和6年2月
徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
徴収税額	令和4年度の年金所得に係る、 市民税・県民税の1/6ずつ			年税額から4・6・8月の仮徴収額を 差し引いた金額の1/3ずつ		
例) 年税額が 4年度66,000円 5年度60,000円	11,000円	11,000円	11,000円	9,000円	9,000円	9,000円

※本人の死亡や転出、税額変更等により特別徴収が停止された場合は、普通徴収となります。

※徴収税額の計算方法(36ページを参照)

8 市民税・県民税と所得税

市民税・県民税と所得税の違い

区 分		市民税・県民税	所 得 税
申 告 書		市民税・県民税申告書	確定申告書
課 税 対 象 の 所 得		前年の所得	その年の所得
税 額 の 決 定		納税義務者に対し、賦課計算	申告による
納 付 の 方 法	普 通 徴 収	納税通知書により納付	申告納付または源泉徴収
	給与からの特別徴収	税額通知書により通知(給与より差引き)	
	年金からの特別徴収	〃 (年金より差引き)	

市民税・県民税と所得税の控除額の違い

控除の種類		市民税・県民税	所得税	人的控除の差	
(1) 基礎控除※1		43万円	48万円	5万円	
(2) 配偶者控除※2	一般の控除対象配偶者	最高33万円	最高38万円	納税義務者の年間所得による	
	老人控除対象配偶者	最高38万円	最高48万円	納税義務者の年間所得による	
(3) 配偶者特別控除※2		最高33万円	最高38万円	納税義務者および配偶者の年間所得による	
(4) 扶養控除	一般の扶養親族	33万円	38万円	5万円	
	特定扶養親族	45万円	63万円	18万円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	38万円	48万円	10万円
		同居老親等	45万円	58万円	13万円
(5) 障害者控除	一般の障がい者	26万円	27万円	1万円	
	特別障がい者	30万円	40万円	10万円	
	同居の特別障がい者	53万円	75万円	22万円	
(6) 寡婦控除		26万円	27万円	1万円	
(7) ひとり親控除	母	30万円	35万円	5万円	
	父	30万円	35万円	1万円※3	
(8) 勤労学生控除		26万円	27万円	1万円	

※1 合計所得金額が、2,400万円超～2,500万円であれば基礎控除に係る人的控除の差は5万円とします。2,500万円超であれば差は0円です。

※2 納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、市民税・県民税について配偶者控除および配偶者特別控除の適用はありません。

※3 ひとり親控除（父）は旧寡夫控除相当の人的控除の差1万円をそのまま引き継ぎます。

Q and A

1 妻のパート収入と市民税・県民税の関係は？

Q わたしの妻は、昨年1月から12月までパートで働いていました。このパート収入によって、わたしの税金は影響を受けますか。また、妻自身に税金がかかるのはいくらからでしょうか。

A パート収入も普通のサラリーマンと同様に、給与収入として扱われますので、夫の所得から配偶者控除が受けられるかどうか、また、配偶者特別控除の金額がいくらになるかは、妻の収入と夫の収入に応じてかわります。

通常、妻の収入が一定の額を超えれば夫のとれる控除額は段階的に減り、夫の市民税・県民税は上がりますが、逆に妻の収入が減れば下がることとなります。

妻自身が課税されるかどうか、夫の所得から配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうかは、次のようになります。



妻のパート収入金額	妻自身に 市民税・県民税が	夫の合計所得金額（1,000万円以下）	
		配偶者控除の 対象に	配偶者特別控除の 対象に
0 ～ 965,000円	かからない	なる	ならない
965,001円～1,000,000円	かかる (均等割のみ)		
1,000,001円～1,030,000円	かかる (均等割と所得割)	ならない	なる
1,030,001円～2,015,999円			ならない
2,016,000円			ならない

※妻の所得控除が、基礎控除のみの場合を想定しています。
 ※妻に扶養親族がない場合を想定しています。

2 所得割額の計算は？

Q

私の前年の年末調整の結果は以下のとおりですが、私の市民税・県民税の所得割額の計算方法を教えてください。

給与収入	6,300,000円

社会保険料支払額	362,670円
生命保険料（旧契約・一般分）支払額	120,000円
扶養親族	
・妻（48歳）前年中の給与収入金額	900,000円
・長女（19歳）	
・次女（15歳）	
・母（同居 82歳）公的年金収入金額	430,000円
※年齢は前年の12月31日時点	

A

所得割額は「課税標準額×税率－調整控除額－税額控除額」で求めます（20ページ参照）。したがって、次の1.～2.のように所得金額や所得控除金額を算出してから、3.～4.の順番で計算していきます。

1. 所得金額の計算

給与所得の計算式（14ページ参照）より

$$6,300,000円 \div 4 \text{（1,000円未満切捨て）} \times 3.2 - 440,000円 = \underline{4,600,000円} \dots \langle A \rangle$$

2. 所得控除額（16ページ参照）

○社会保険料控除額

支払った保険料の全額362,670円が控除額となります。

○生命保険料控除額

支払った保険料は旧契約分で70,001円以上ですので、控除限度額の35,000円となります。

○配偶者控除

給与所得の計算式より、妻の所得金額は35万円です。よって、48万円以下かつ、本人の所得が900万円以下なので、配偶者控除330,000円が適用できます。（人的控除差 5万円…ア）

○扶養控除

- ・長女は19歳なので特定扶養控除450,000円が適用できます。（人的控除差 18万円…イ）
- ・次女は15歳なので年少扶養親族となり、扶養控除は適用できません。
- ・母の公的年金による雑所得は、計算式（14ページ参照）により0円になります（48万円以下）。また、82歳で同居しているので同居老親等扶養控除

に該当し、控除額450,000円が適用できます。(人的控除差 13万円…ウ)
○**基礎控除**…430,000円 (人的控除差 5万円…エ)

以上を合計して、所得控除額は2,057,670円となります。… 〈B〉

3. 課税標準額

課税標準額＝所得金額－所得控除額
＝〈A〉－〈B〉＝4,600,000円－2,057,670円
＝2,542,330円⇒2,542,000円 (1,000円未満切捨て) … 〈C〉

4. 所得割額

①税額控除前所得割額の計算

市民税・県民税ごとに、課税標準額 〈C〉 に該当する税率をそれぞれ乗じて求めます。

市民税…2,542,000円×6%＝152,520円… 〈D〉

県民税…2,542,000円×4%＝101,680円… 〈E〉

②調整控除額の計算 (21ページ参照)

○課税標準額 〈C〉＝2,542,000円 ⇒ 200万円を超える

○所得税との人的控除の差 (ア～エ) の合計＝41万円… 〈F〉

課税標準額が200万円を超える場合の調整控除額は、以下のように算出します。

$$\begin{aligned} & \{ \langle F \rangle - (\langle C \rangle - 200 \text{万円}) \} \times 5\% \\ & = \{ 410,000 \text{円} - (2,542,000 \text{円} - 2,000,000 \text{円}) \} \times 5\% \\ & = -6,600 \text{円} \Rightarrow \underline{2,500 \text{円}} \text{ (2,500円未満の場合は、2,500円とします)。} \end{aligned}$$

この調整控除額を市民税・県民税に按分します。

市民税調整控除額＝1,500円 (6割) … 〈G〉

県民税調整控除額＝1,000円 (4割) … 〈H〉

③所得割額の計算

今回のケースでは税額控除の適用はありませんので、①で算出した税額控除前所得割額から調整控除額を差し引いて所得割額を求めます。

市民税所得割額＝〈D〉－〈G〉＝152,520円－1,500円
＝151,020円⇒151,000円 (100円未満切捨て) … 〈I〉

県民税所得割額＝〈E〉－〈H〉＝101,680円－1,000円
＝100,680円⇒100,600円 (100円未満切捨て) … 〈J〉

以上から、あなたの所得割額は 〈I〉＋〈J〉＝251,600円となります。

3 所得が全くない場合の申告は？

Q

わたしは大学生で、去年は収入がなかったのですが、市から市民税・県民税の申告書が送られてきました。収入のない人は申告をする必要はないと思いますが。

A

市民税・県民税の申告書には、収入のなかった人にも記入していただく欄があります。収入のなかった人には市民税・県民税は課税されませんが、申告書を提出されていないと、所得・課税証明が必要なときに速やかに発行できないばかりでなく、各種行政サービスに支障をきたすこともありますので、該当する欄（「令和4年中（1月～12月）に収入のなかった人」）に記入のうえ提出してください。

なお、親族に扶養されている人でも、何らかの収入がある人は申告が必要です。

4 退職した場合の市民税・県民税は？

Q

わたしは11月に会社を退職する予定で、その後は収入がなくなります。現在は毎月給与から市民税・県民税を引かれていますが、退職後はどのようなのでしょうか。

A

市民税・県民税は前年の1月から12月までの所得について翌年6月に課税されます。また、サラリーマンに対する特別徴収（給与からの天引き）は6月から翌年の5月までの12回に分けて給与から差し引かれます。

このケースでは、6月分から11月分までの市民税・県民税は納入されますが、12月分から翌年5月分までは納入されませんので、次のいずれかの方法により納めていただくことになります。

- (1) 普通徴収となり市から送付される納税通知書により自分で納める。
- (2) 退職時に12月分以降の残りを一括して特別徴収してもらう。
- (3) 再就職した場合、新しい勤務先で特別徴収してもらう。

なお、退職金等に対する市民税・県民税は、その他の所得（給与所得など）とは区別され、退職金等の支払いの際に特別徴収されます。また、1月から退職するまでの給与所得に対しては、翌年6月に新しく課税されることになります。

5 市民税・県民税の納付先は？

Q

わたしは、3月に大分市から転出しましたが、6月に大分市から納税通知書が送られてきました。これは大分市へ納付しなければならないのでしょうか。

A

市民税・県民税は、その年の1月1日を基準日として、そのときに居住していた市町村が課税することとなっています。そのため、基準日後に大分市から転出された方についても、その年度の市民税・県民税は大分市へ納付していただくことになります。

6 市民税・県民税の申告と確定申告の関係は？

Q

毎年確定申告をしている事業所得者ですが、税務署に行ったところ、今年は所得税がかからないので確定申告をする必要がないと言われました。この場合、市民税・県民税の申告はしないといけないのでしょうか。

A

所得税の確定申告をする必要がない場合であっても、所得がなかった場合や、給与や公的年金以外の収入があったり、源泉徴収票に記載されていない所得控除や税額控除の適用を受ける場合は、市民税・県民税の申告をする必要があります。

7 住宅借入金等特別税額控除とは？

Q

市民税・県民税で住宅借入金等特別税額控除を受けられるケースを教えてください。

A

(1) 【対象となる人】

所得税で住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅借入金等特別税額控除可能額が控除しきれなかった人。

※居住開始年月日：平成25年1月1日以降が対象

(2) 【控除される額】

次のいずれか小さい額が市民税・県民税から税額が控除されます。

- ①住宅借入金等特別税額控除可能額から所得税を差し引いた金額
- ②〈消費税なし、もしくは5%が適用されている人〉

所得税の課税総所得金額等の額×5%（上限97,500円）

〈消費税8%または10%が適用されている人〉
所得税の課税総所得金額等の額×7%（上限136,500円）

〈消費税8%または10%が適用されている人で令和4年以降に入居した人〉
所得税の課税総所得金額等の額×5%（上限97,500円）
※課税総所得金額等とは、課税総所得金額と課税退職所得金額と課税山林所得金額の合計額

(3) 【適用方法】

勤務先から提出のあった「給与支払報告書（年末調整済みのもの）」や、税務署の「確定申告書」の住宅借入金等特別控除の内容から、市民税課で市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除額を決定し、適用します。

8 公的年金等から特別徴収される市民税・県民税の額は？

Q

わたしは67歳で、令和4年中は年金収入のみです。
令和5年度の市民税・県民税が年金から特別徴収される場合の各月の徴収税額を教えてください。

A

●令和5年度より新たに年金から特別徴収される場合

例) 年税額：60,500円… 〈A〉+〈B〉

1. 年金から特別徴収される税額の合計：

年税額÷2=30,250円⇒30,200円（100円未満切捨て）… 〈A〉

① 5年12月、6年2月に特別徴収される税額：

〈A〉÷3=10,066.666…円⇒各10,000円（100円未満切捨て）

② 5年10月に特別徴収される税額：

〈A〉-(10,000円×2)=10,200円

2. 普通徴収で納付する税額の合計：

年税額-〈A〉=30,300円… 〈B〉

① 2期（5年8月）に納付する税額：

〈B〉÷2=15,150円⇒15,000円（1,000円未満切捨て）

② 1期（5年6月）に納付する税額：

〈B〉-15,000円=15,300円

●令和4年度から引き続き、令和5年度も年金から特別徴収される場合

例) 年税額 (令和4年度) 70,500円
年税額 (令和5年度) 60,500円… 〈C〉+〈D〉

1. 5年4・6・8月に特別徴収(仮徴収)される税額の合計
4年度の年税額 $\div 2 = 35,250$ 円 $\Rightarrow 35,200$ 円(100円未満切捨て) … 〈C〉
 - ① 5年6・8月に特別徴収(仮徴収)される税額
〈C〉 $\div 3 = 11,733.333$ …円 \Rightarrow 各11,700円(100円未満切捨て)
 - ② 5年4月に特別徴収(仮徴収)される税額
〈C〉 $-(11,700$ 円 $\times 2) = 11,800$ 円
2. 5年10月・12月、6年2月に特別徴収される税額の合計
年税額 $-$ 〈C〉 $= 25,300$ 円… 〈D〉
 - ① 5年12月、6年2月に特別徴収される税額
〈D〉 $\div 3 = 8,433.333$ …円 \Rightarrow 各8,400円(100円未満切捨て)
 - ② 5年10月に特別徴収される税額
〈D〉 $-(8,400$ 円 $\times 2) = 8,500$ 円

※各月の徴収方法については、29ページを参照してください。

9 上場株式等の配当所得等に係る所得税とは異なる課税方式の選択とは？

Q

確定申告する上場株式等の配当所得や譲渡所得について、市民税・県民税で所得税と異なる課税方式を選択する手続きはどのようにできますか。

A

所得税と異なる課税方式を選択するには、納税通知書が送達される日までに、市民税・県民税申告書を提出する必要があります(確定申告する上場株式等の配当所得や譲渡所得を全額申告不要とする際は、確定申告書内で手続きが可能です)。

所得税と異なる課税方式(申告不要)を選択すると、確定申告した上場株式等の配当所得や譲渡所得は、扶養控除や配偶者控除の判定や国民健康保険税、介護保険料などの算定に含まれません。

ただし、配当控除や配当割額・株式等譲渡所得割額控除額の税額控除は受けられません。

※所得税と住民税とで異なる課税方式を選択できるのは、令和5年度までとなります。

法人市民税

1 法人市民税を納める人（納税義務者）

法人市民税の納税義務者は次のとおりです。

○…納税義務がある
×…納税義務がない

納 税 義 務 者	納める税額	
	均 等 割	法人税割
市内に事務所等（注1）がある法人	○	○
市内に寮等（注2）のみがある法人	○	×
市内に事務所等や寮等がある公益法人等で収益事業（注3）を行わないもの	○	×
市内に事務所等がある法人課税信託（注4）の受託者	×	○

（注1）事務所等とは、自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

（注2）寮等とは、宿泊所、保養所など法人の従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設をいいます。

（注3）収益事業とは、販売業、製造業など法人税法施行令第5条に定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

（注4）法人課税信託とは、信託のうち信託財産から生じる所得について受託者に法人税が課されるものをいいます。

2 法人市民税額の計算

$$\text{均等割額} + \text{法人税割額} = \text{法人市民税額}$$

① 均等割額の計算

法人の資本金等の額と市内の従業者数に応じて納めます。

$$\text{事務所、事業所等を有していた月数} \times \text{税率} \div 12 = \text{均等割額}$$

均等割の税率

資本金等の額	大分市内の従業者数	税率（年額）
50億円を超える	50人を超える	3,000,000円
	50人以下	410,000円
10億円を超え50億円以下	50人を超える	1,750,000円
	50人以下	410,000円
1億円を超え10億円以下	50人を超える	400,000円
	50人以下	160,000円
1千万円を超え1億円以下	50人を超える	150,000円
	50人以下	130,000円
1千万円以下	50人を超える	120,000円
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円

※資本金等の額及び従業者数の判定基準日

【予定申告】 資本金等の額：前事業年度の末日

従業者数：算定期間（注1）の末日

【それ以外の申告】 資本金等の額・従業者数ともに、算定期間の末日

（注1）算定期間とは、法人税額の課税標準の算定期間のことで、予定申告の算定期間は「事業年度開始日から6カ月を経過した日の前日」になります。

② 法人税割額の計算

法人税割額(100円未満切捨) = 課税基準となる法人税額(1,000円未満切捨) × 税率

平成26年9月30日以前に 開始する事業年度	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
14.7%	12.1%	8.4%

3 申告と納付

事業年度終了後、法人自ら法人税割と均等割を計算し、2カ月以内に申告書を提出するとともに申告した税額を納めていただきます。

申告区分	納めるべき税額		申告と納付の期限
	均等割	法人税割	
予定申告	6カ月	前期の確定した税割額 × 6 ÷ 前期事業年度の月数	事業年度開始日以後6カ月を 経過した日から2カ月以内
中間申告	6カ月	事業年度開始日以後6カ月の 期間を1事業年度とみなし、仮 決算により計算した法人税額 を課税標準として計算した額	事業年度開始日以後6カ月を 経過した日から2カ月以内
確定申告	12カ月	法人税額を課税標準額として 計算した法人税割額	事業年度終了の日の翌日から 2カ月以内
	ただし、中間（予定）申告により納付 した税額がある場合は、その税額を差 し引きます。		

4 減免

収益事業を行わない次の法人は、申請により法人市民税均等割額が減免されます。

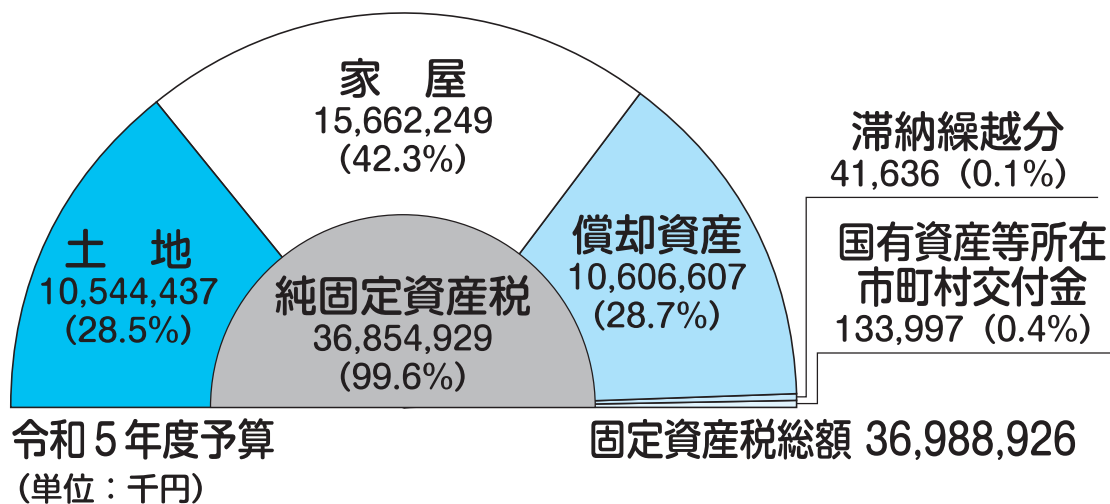
- ・公益社団法人、公益財団法人
- ・認可地縁団体
- ・特定非営利活動法人

5 法人の設立・支店等の設置届及び法人の異動届

設立（設置）届は、事業開始の日から10日以内、異動届は、異動後すみやかに提出してください。

固定資産税

固定資産税は土地・家屋・償却資産（これらを固定資産といいます。）を所有している人に、その固定資産の価格に応じて負担していただくものです。



1 固定資産税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している人です。所有している人とは、以下に所有者として登記または登録されている人です。

土地	土地登記簿または土地補充課税台帳
家屋	建物登記簿または家屋補充課税台帳
償却資産	償却資産課税台帳

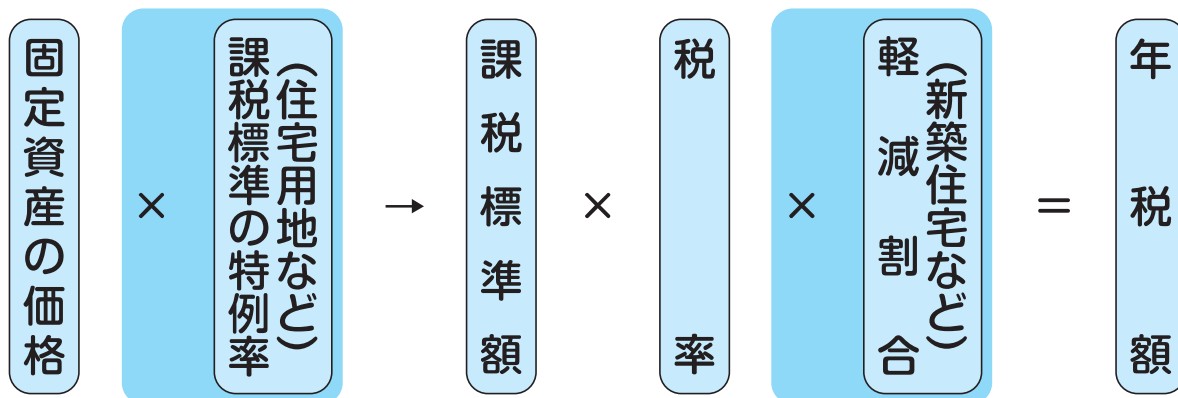


- ※納税義務者が死亡した時は、相続人が納税義務を受け継ぐこととなります。相続人が2人以上いる場合は、代表者を決めていただくこととなります。
- ※売買などで所有者の変更があった場合でも、登記簿などの名義変更が1月1日現在完了していなければ、旧所有者が納税義務者となります。

2 税額の決定

固定資産税は、次のような手順で税額が決定します。

■固定資産税＝課税標準額×税率（1.4%）



(1) 固定資産の価格

① 価格の据置措置

土地と家屋については原則として3年ごとの基準年度に評価替えを行い、その翌年度及び翌々年度は、土地の地目の変更、家屋の増改築などがあった場合、又は地価下落に応じた価格の修正があった場合を除き、基準年度の価格がそのまま据え置かれます。

評価替え 次の評価替えは2024（令和6）年度です。

評価替えとは、固定資産の価格の見直しのことです。

固定資産税は固定資産の価格、つまり「適正な時価」をもとに課税されるものです。

本来であれば毎年度評価替えを行い、納税者負担の公平を図るべきですが、3年ごとに価格を見直す制度になっています。

ただし、土地については、地価に関する諸指標から下落傾向が見られる地域では、評価額を簡易な方法で修正することができる特例措置が適用されます。

これにより、地価変動に即応した課税が可能になり、納税者負担の公平が図られます。

② 償却資産の申告制度

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在所有している資産を、資産が所在する市町村へ1月31日までに申告することが義務づけられています。

この申告に基づいて毎年評価し価格を決定します。

価格等縦覧帳簿（土地・家屋）の縦覧

縦覧とは、固定資産税（土地・家屋）の納税者の方が、固定資産課税台帳に登録された自己の所有する固定資産の価格について、同一市内に所在する他の土地や家屋と比較することができる制度です（土地のみ所有の方は土地のみ、家屋のみ所有の方は家屋のみの縦覧です。）。

市内で課税されている土地、家屋の価格などを記載した「価格等縦覧帳簿」を、ご覧になれます。

縦覧期間	4月1日から第1期納期限の日まで（土・日曜日、祝日を除く。）
------	--------------------------------

※縦覧については、事前に市報やホームページなどでお知らせしています。

- ◎縦覧できる人
- 納税者（法人代表者含む）
 - 納税管理人
 - 相続人
 - 納税者から委任された代理人

価格の不服と固定資産評価審査委員会

価格について不服がある場合は、大分市固定資産評価審査委員会に、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までに審査の申出をすることができます。

ただし、評価替えの年度以外は、地目の変更、家屋の増改築などがあった場合や地価下落に応じた評価額の修正があった場合を除き、審査の申出をすることができません。

(2) 税額の計算

① 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、下記の措置が適用される場合には、その課税標準額は価格よりも低く算定されます。

- (1) 住宅用地の課税標準の特例措置（45ページ参照）
- (2) 負担調整措置（46ページ参照）

② 税率

大分市の固定資産税の税率は1.4%（標準税率）です。

3 免税点

市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が右の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土	地	30万円
家	屋	20万円
償	却	資
産		150万円

4 納税の方法

4月上旬に送付する納税通知書に同封されている納付書により年4回に分けて納めていただきます（詳しくは67～72ページ参照）。

○令和5年度固定資産税納期限

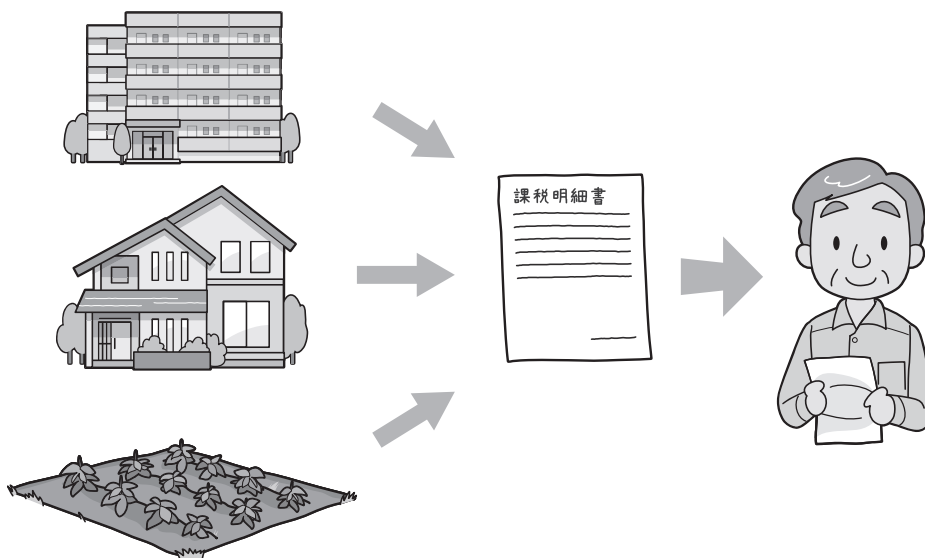
第1期	第2期	第3期	第4期
5月1日	7月31日	10月2日	1月4日

課税明細書

納税通知書とあわせて固定資産（土地・家屋）の明細書を送付しています。

明細書に記載されている物件は、1月1日（賦課期日）現在所有し、課税台帳又は補充課税台帳に登録されているものです。

※令和元年度から墓地等の非課税となっている物件も記載されています。



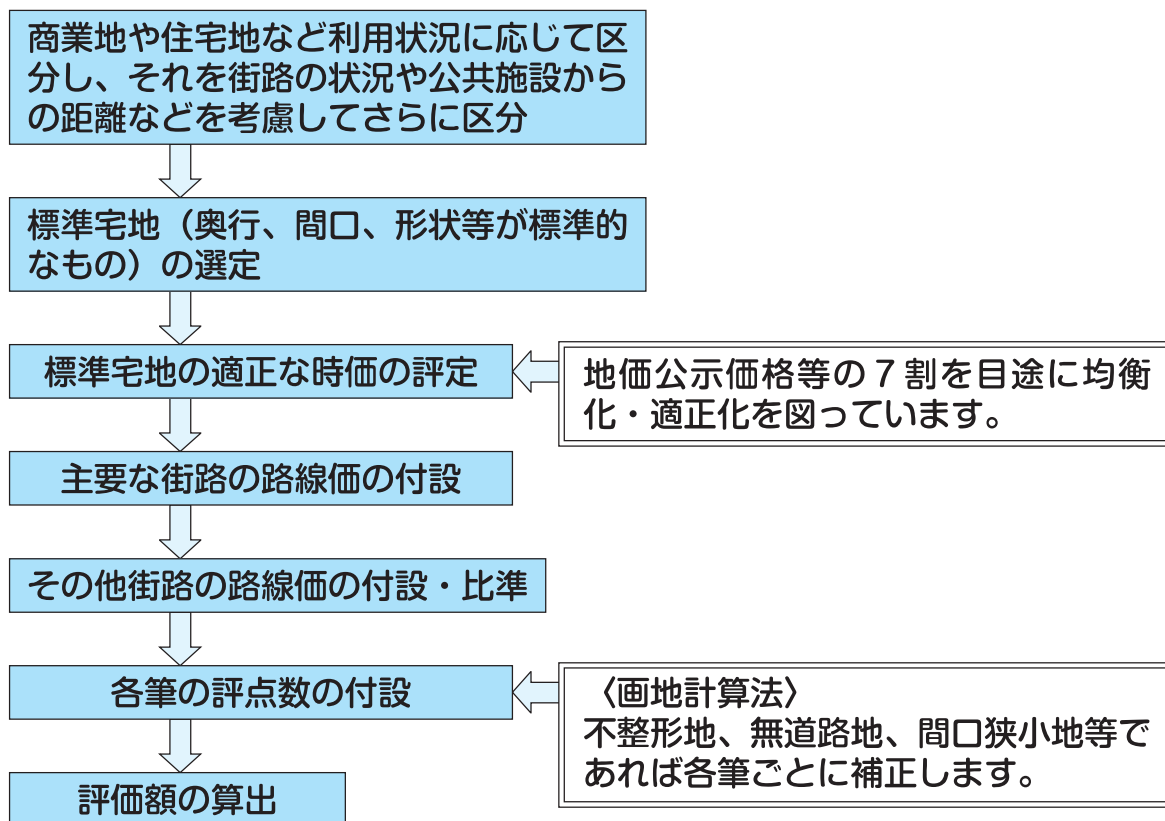
5 評価の方法

(1) 土地の評価

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地、等 ※評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目によります。 ただし、農地法の規定により、宅地等への転用に係る許可を受けた農地等は除きます。
地積	原則、登記簿に登録されている地積によります。
価格 (評価額)	総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。 宅地の場合は、地価公示価格および不動産鑑定士等による鑑定評価から求められた価格の7割を目途として評価を行なっています。

宅地の評価方法 …市街地宅地評価法の場合



※宅地以外の地目（田・畑・池沼・山林など）の土地は、評価方法が異なります。

課税標準の特例・軽減措置

① 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地とは、その全部を居住の用に供する家屋（専用住宅）または、一部を居住の用に供する家屋（併用住宅）の敷地の用に供されている土地のことです。

特例の内容は、その地積に応じて、次のようになります。

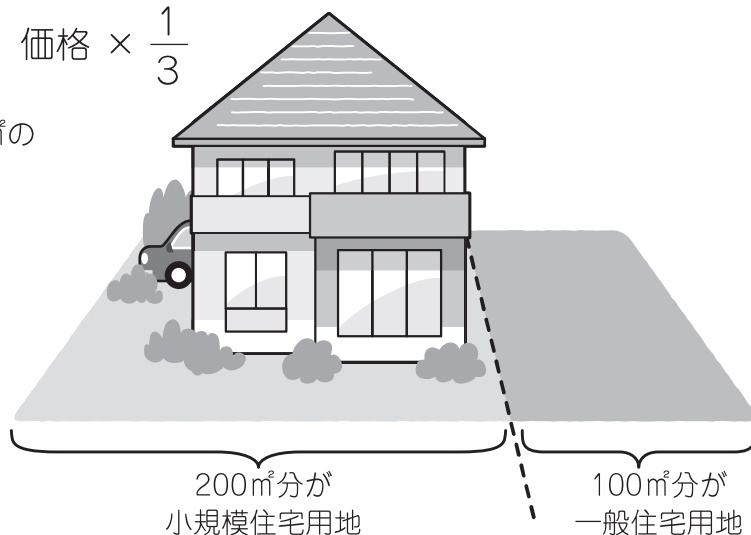
- 小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地【注】）の課税標準額

$$\text{価格} \times \frac{1}{6}$$

- 一般住宅用地（200㎡を超える部分の住宅用地）の課税標準額

$$\text{価格} \times \frac{1}{3}$$

敷地面積300㎡の
一戸建住宅



【注】 200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分が該当します。

② 市街化区域農地に対する課税標準の特例

- 市街化区域農地の課税標準額

$$\text{価格} \times \frac{1}{3}$$

負担調整措置による課税標準額の算定

商業地等の場合

原則

課税標準額＝価格×70%

ただし、前年度の課税標準額が、今年度の価格の70%を下回る場合は、以下のとおり負担の調整を行います。

- ①前年度の課税標準額が、今年度の価格の60～70%の場合
→前年度の課税標準額を据え置きます。(税負担を据え置き)
- ②前年度の課税標準額が、今年度の価格の60%未満の場合
→価格の60%に達するまで、価格の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。
〔※ただし、上記により計算した課税標準額が、
・今年度の価格の60%を上回る場合には、価格の60%とします。
・今年度の価格の20%を下回る場合には、価格の20%とします。〕

住宅用地の場合

原則

今年度の課税標準額＝今年度の価格に住宅用地特例率（1/6または1/3）を乗じた額

ただし、前年度の課税標準額が、今年度価格（特例適用後）を下回る場合は、以下のとおり負担の調整を行います。

→今年度価格（特例適用後）に達するまで、価格（特例適用後）の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。

- 〔※ただし、上記により計算した課税標準額が、
・今年度価格（特例適用後）を上回る場合には、価格（特例適用後）を今年度の課税標準額とします。
・今年度価格（特例適用後）の20%を下回る場合には、価格（特例適用後）の20%とします。〕

課税標準額は、前年度の課税標準額の今年度価格（住宅用地は特例率1/6または1/3を乗じた額）に対する割合に基づいて次ページの表により求められます。

区 分	前年度課税標準額の 今年度価格に対する割合	課税標準額の算出式
商業地等 の 宅 地	70%超	今年度価格×70%
	60%以上70%以下	前年度課税標準額（税負担を据え置き）
	60%未満	前年度課税標準額+（価格×5%） ※ただし、上記により計算した額が、 今年度価格の60%を上回る場合には、価格の60% 今年度価格の20%を下回る場合には、価格の20%
住宅用地	100%以上	今年度価格（特例適用後）
	100%未満	前年度課税標準額+（今年度価格（特例適用後）×5%） ※ただし、上記により計算した額が、 今年度価格（特例価格）を上回る場合には、価格（特例適用後） 今年度価格（特例価格）の20%を下回る場合には、価格（特例適用後）の20%
農 地	90%以上	前年度課税標準額×102.5%
	80%以上90%未満	前年度課税標準額×105%
	70%以上80%未満	前年度課税標準額×107.5%
	70%未満	前年度課税標準額×110%

(2) 家屋の評価

固定資産評価基準により、再建築価格を基礎に評価します。

① 新築家屋の評価

$$\text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率} = \text{評価額}$$

再 建 築 価 格…評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率…家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価等をあらわしたものです（経過年数が1年未満は1年として計算します）。

② 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

評価替えのときの評価額の算定方法は、新築家屋の場合と同じですが、再建築価格は、以下の式によって求められ、固定資産評価基準が定める再建築費評価補正率により、建築物価の変動分を考慮します。

$$\text{基準年度の前年度の再建築価格} \times \text{再建築費評価補正率} = \text{再建築価格}$$

評価替えにより評価替え前の評価額より高くなった場合は、原則として前年度（評価替え前）の評価額に据え置かれます。

なお、増改築または損壊等の事情のある家屋については、これらによる評価額を増減額します。

新築住宅軽減

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋（専ら避暑、避寒その他の日常生活以外の用に供する家屋を除く）で、次のすべての要件にあてはまるときは税額が一定の期間2分の1に減額されます。

要件	内容
住居割合の要件	住居部分の割合が家屋の2分の1以上であること。
床面積の要件	住居部分の床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下であること。 ○住宅に附属した物置等の面積も含めて判定します。 ○分譲マンションなどの区分所有家屋の床面積については、【専有部分床面積+持分である分した共用部分床面積】で判定します。

○ 減額される範囲

専用住宅	120㎡までの部分
併用住宅	居住部分のうち120㎡までの部分

○ 減額される期間

ア	一般住宅（イ以外の住宅）	新築後3年度分
イ	3階建以上の中高層耐火建築物	新築後5年度分

その他の軽減

- ・ 耐震改修軽減
- ・ バリアフリー改修軽減
- ・ 省エネ改修軽減
- ・ 認定長期優良住宅軽減
- ・ サービス付き高齢者向け住宅軽減

詳細については、資産税課家屋担当班までお問い合わせください。

電話：(097) 537-7291

税額の計算例 (土地・家屋)

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額}$$



土地 (家屋の敷地) 面積240㎡
 今年度の価格 37,344,000円
 前年度の課税標準額
 (住宅用地の特例及び負担調整措置適用後)
 3,340,987円

家屋 木造2階建専用住宅
 平成17年12月建築 面積110㎡
 令和5年度の価格 4,290,000円

【土地】

200㎡までが小規模住宅用地に該当し、残りの40㎡が一般住宅用地となります。
 今年度特例適用後の価格 $37,344,000円 \times 200/240 \times 1/6$ 【注1】
 $+ 37,344,000円 \times 40/240 \times 1/3$ 【注2】 = 7,261,333円

【注1】 小規模住宅用地の課税標準の特例です。
 【注2】 一般住宅用地の課税標準の特例です。 } (45ページ参照)

前年度課税標準額の今年度価格 (特例適用後) に対する割合
 $= \text{前年度課税標準額} \div \text{今年度特例適用後の価格}$
 $= 3,340,987円 \div 7,261,333円 = 46\%$

今年度分の課税標準額は、
 $\text{前年度課税標準額} + (\text{今年度価格} \times 5\%)$ (46ページ参照)
 $= 3,340,987円 + (7,261,333円 \times 5\%) = \underline{3,704,053円}$

今年度分の固定資産税は、
 $3,704,000円 \times 1.4\%$ (税率) = 51,856円 端数処理により、51,800円となります。

【家屋】 価格 = 課税標準額

① 令和5年度分の課税標準額は、4,290,000円

② 令和5年度分の固定資産税は、

$4,290,000円 \times 1.4\%$ (税率) = 60,060円 端数処理により、60,000円となります。

(3) 償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき、取得価額【注3】を基礎とし、耐用年数及び取得後の経過年数に価値の減少 (減価) を考慮して評価します。

① 前年中取得のもの

$$\text{取得価額} \times \left[1 - \frac{\text{減価率【注4】}}{2} \right] = \text{評価額}$$

② 前年前取得のもの

$$\text{前年度の評価額} \times \left[1 - \text{減価率} \right] = \text{評価額}$$



【注3】 取得価額とは…

償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他用途に供するために直接要した費用の額を含む。）をいいます。

【注4】 減価率とは…

耐用年数表（財務省令）による耐用年数に応じて減少する率をいいます。

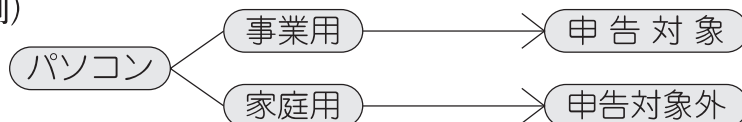
償却資産とは

法人や個人で、工場や商店などの事業を営んでいる方が所有する事業用資産であり、申告をしていただく必要があります。

- ・ 構築物…広告塔、駐車場の舗装、店舗内装、ビニールハウスなど
- ・ 機械及び装置…工作機械、建設機械、印刷機械、太陽光発電設備、ドローンなど
- ・ 船舶、航空機…漁船、ヘリコプターなど
- ・ 車両及び運搬具…大型特殊自動車（ラフタークレーンなど）
- ・ 工具、器具及び備品…エアコン、パソコン、複写機など



(例)



取得価額10万円未満で耐用年数1年未満の損金で費用処理する資産【注5】

自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

申告対象外

【注5】 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているものについても申告対象外となります。

（ただし、30万円未満の資産で租税特別措置法第28条の2、及び第67条の5を適用して費用処理された資産は申告の対象となります。）

税額の計算例（償却資産）

償却資産は原則として、評価額が課税標準額となりますので、それに税率を乗じて税額を計算します。

$$\text{課税標準額（全資産の合計額）} \times \text{税率（1.4\%）} = \text{税額}$$

Q and A

10 今年の固定資産税は下がるのでしょうか？

Q 地価が下落しているのに税金は下がるのでは？

A 現行の仕組みでは、税負担の公平性の観点から、負担水準（今年度価格に対する前年度課税標準額の割合）の均衡化を重視した調整措置が講じられています。具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げていく仕組みとなっています。したがって、負担水準が低く、本来負担すべき税額までゆるやかに引き上げている過程にある土地では、地価が下落していても税額が上がるというケースが生じることがあります。

11 急に固定資産税額が上がったのは？

Q 令和元年10月に木造家屋を新築しましたが、令和5年度の固定資産税が急に高くなったのはどうしてでしょうか？

A 令和2、3、4年度分に適用されていた新築住宅軽減が終了したためです。

新築住宅に対しては、一定の要件を満たす場合、以下の期間で120平方メートルまでの住宅部分に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。

- 1 一般の住宅（2以外の住宅） …新築後3年度分
（認定長期優良住宅は5年度分）
- 2 3階建以上の中高層耐火建築物…新築後5年度分
（認定長期優良住宅は7年度分）

なお、都市計画税についてはこのような軽減はありません。

※令和5年度から新築住宅軽減が終了するのは次の住宅です。

一般の住宅	令和元年1月2日～令和2年1月1日までに建築された住宅
3階建以上の中高層耐火建築物	平成29年1月2日～平成30年1月1日までに建築された住宅
認定長期優良住宅	平成29年1月2日～平成30年1月1日までに建築された住宅
3階建以上の中高層耐火建築物の認定長期優良住宅	平成27年1月2日～平成28年1月1日までに建築された住宅

12 太陽光発電設備は固定資産税（償却資産）の申告対象となるのでしょうか？

Q

太陽光発電設備を設置しましたが、固定資産税（償却資産）の申告は必要ですか？

A

家屋の屋根や土地等に設置された太陽光発電設備は、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。ただし、個人の住宅用として設置された発電出力10kw未満で非事業用の太陽光発電設備は申告対象外となります。

なお、太陽光発電設備については、課税標準の特例が適用される場合がありますので、詳細は資産税課償却資産担当班までお問い合わせください。

※税制改正などにより変更になる場合があります。

軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます。）の所有者に対してかかる税です。

1 軽自動車税（種別割）を納める人（納税義務者）

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場がある軽自動車等の所有者です。

したがって、4月1日に所有者であれば、4月2日以後に廃車や譲渡をしてもその年度は課税されることになります。

※原付バイク・小型特殊自動車は「しばらく乗らないから」「乗らないが車両を持っていたい」という理由等で一時的に廃車（ナンバープレート返納）することはできません。

2 税 率

原動機付自転車および二輪車等の税率は、下記のとおりです。

車 種 区 分	税率（年税額）	
原動機付自転車	50cc以下 【特定小型 ^{*1} を含む】【ミニカー ^{*2} 除く】	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー ^{*2}	3,700円
軽 自 動 車	250cc以下 【軽二輪】	3,600円
	被牽引車 【ボートトレーラーなど】	3,600円
小型特殊自動車 ^{*3}	農耕作業車 【トラクター・コンバインなど】	2,400円
	その他 【フォークリフトなど】	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

※1 特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kw以下であって長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のものをいいます。（登録受付は令和5年7月より開始し、翌年度から課税されます。）

※2 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもので、車室を有するものまたは左右の車輪の間の距離が50cmを超えるものをいいます。

※3 小型特殊自動車に該当するトラクターやフォークリフトなどは、公道走行の有無に関わらず課税されます。

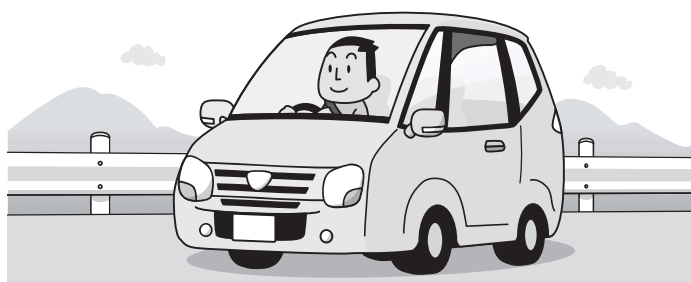
軽自動車（三輪および四輪以上）の税率は、下記のとおりです。

1. 車検証に記載されている「初度検査年月」の時期により税率が変わります。
2. 初度検査年月が平成27年4月以後の軽自動車は、**下表②**が適用されます。
3. 初度検査年月から起算して13年を超える軽自動車は、**下表③**が適用されます（電気自動車や被牽引車は除きます）。13年を超えない軽自動車は、**下表①**が適用されます。

車種区分			税率（年税額）		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両 ①	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両 ②	最初の新規検査から13年超の経年車両 ③
三輪(660cc以下のもの)			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上 (660cc以下のもの)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

4. **上表②**のうち、令和4年4月1日～令和5年3月31日に新規登録した軽自動車で、一定の環境性能を有するものは、令和5年度分の軽自動車税（種別割）に限り税を軽減する特例措置（**下表④**）があります。

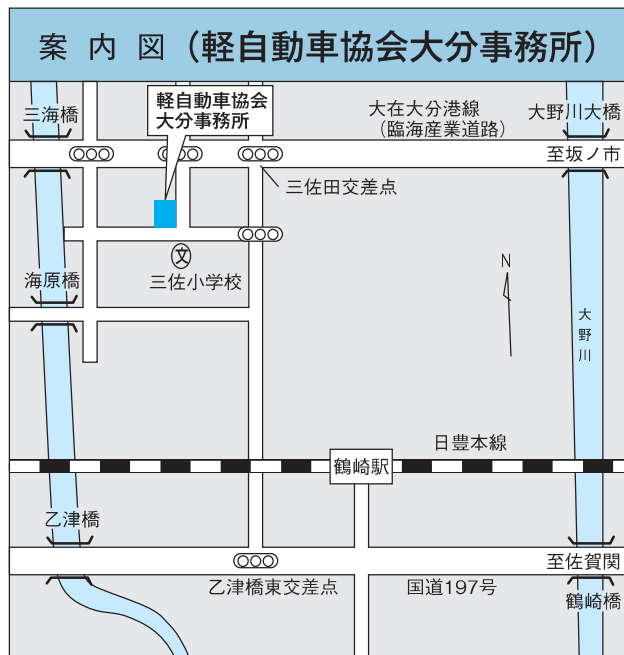
車種区分			税率（年税額） ④		
			電気軽自動車・天然ガス軽自動車 〔平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成〕	★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成かつ、令和12年度燃費基準90%達成かつ、令和2年度燃費基準達成車	令和12年度燃費基準70%達成かつ、令和2年度燃費基準達成車
三輪 (660cc以下のもの)	乗用	営業用	1,000円	2,000円	3,000円
		自家用		適用なし（3,900円）	
	貨物用	営業用		適用なし（3,900円）	
		自家用		適用なし（3,900円）	
四輪以上 (660cc以下のもの)	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	適用なし（10,800円）	
	貨物用	営業用	1,000円	適用なし（3,800円）	
		自家用	1,300円	適用なし（5,000円）	



3 申告

軽自動車等を取得した人や大分市内に主たる定置場を移した人は15日以内に、廃車や譲渡により所有しなくなった人や大分市内から主たる定置場を移した人は30日以内に、次の場所で申告してください。

車種	申告場所
原動機付自転車 (125cc以下のバイク)	税制課 TEL 537-7314 東部・西部資産税事務所
小型特殊自動車 (農耕用トラクター、フォークリフト等)	大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原・ 明野支所、本神崎・一尺屋連絡所
軽自動車 (三輪・四輪)	全国 軽自動車協会 連合会 大分事務所 TEL 524-0222 大分市三佐5丁目1番27号
二輪車 (125cc超のバイク)	大分 運輸支局 登録部門 TEL 050-5540-2087 大分市大州浜1丁目1番45号



4 身体障がい者等に対する減免

身体や精神に障がいを持っている人が所有（使用）する車両で一定の要件に該当するときは、納期限までに申請すれば税が減免されます。

ただし、減免を受けられるのは、障がい者1人について1台です。自動車税（種別割）と軽自動車税（種別割）の両方で減免を受けることはできません。

5 納税の方法

軽自動車税（種別割）は、市役所から送付された納税通知書にもとづき5月末日までに納めていただくことになっています。

なお、自動車税（種別割）と異なり軽自動車税（種別割）には月割課税制度はありません。そのため、4月2日以後に軽自動車等を所有した場合には、その年度分の税金はかかりませんが、4月2日以後に廃車または譲渡した場合には、その年度分の税金は全額納めていただくこととなります。



13 年度途中で軽自動車等を譲渡した場合の軽自動車税は？

Q

わたしは、4月中旬に50ccのバイクを友人に譲ったのですが、しばらくして自分のところに納税通知書が届きました。バイクは友人に譲ったのにわたしが税金を納めなければならないのでしょうか。

A

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在でバイクなどの軽自動車等を所有している人に課税されますので、譲られたバイクの税金は、今年度まではあなたに納めていただくこととなります。

なお、バイクの譲渡の申告がなされていないと、来年度もあなたに課税されます。軽自動車等を譲ったり廃車したりしたときなどは、55ページ掲載の申告場所で早めに手続きを済ませてください。

14 盗難にあったバイク（原動機付自転車）の税金は？

Q

盗難にあい、バイク（原動機付自転車）もナンバープレートもありません。どうすればよいのでしょうか。

A

まず、管轄の警察へ盗難届を出してください。
しばらくしても見つからなければ、市役所の窓口（55ページ掲載の申告場所）で廃車の手続きをしてください。

手続きをせずに4月1日を経過しますと、再び課税されることとなります。

軽自動車税（環境性能割）

令和元年10月1日に、自動車取得税を廃止し創設された税目です。

三輪以上の軽自動車を取得した時に、主たる定置場の市町村が、その軽自動車を取得した人に課税しますが、当分の間、大分県が賦課徴収を行います。ご不明な点は大分県税事務所（TEL 506-5771）、又は大分県自動車税管理室（TEL 552-1121）へお問い合わせください。

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税です。

1 市たばこ税を納める人（納税義務者）

製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者です。

※たばこの小売価格には、市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこを買う人です。

2 税額の計算

売渡し本数

×

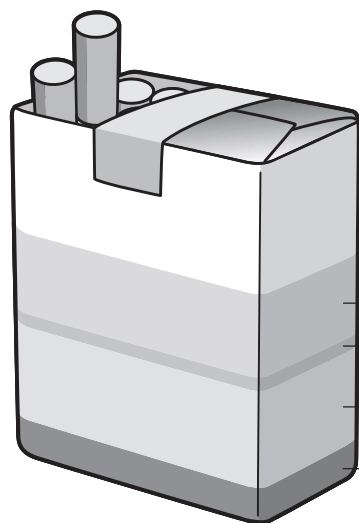
税率（千本につき6,552円）

（※税率は今後段階的に改定される予定です。）

3 納税の方法

製造たばこの製造者、卸売販売業者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納めます。

参考 たばこ1箱（580円）の中の税金は…



市たばこ税	131.04円
県たばこ税	21.40円
国たばこ税 (特別税金)	152.44円
消費税 (地方消費税含)	52.73円
	<hr/>
	357.61円

鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採事業に対してかかる税です。

1 鉱産税を納める人（納税義務者）

鉱物の掘採事業を行う鉱業者です。

2 税額の計算

山元での鉱物の価格×税率（1%）

ただし、1ヵ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合には、税率は0.7%です。

3 納税の方法

鉱業者が翌月の末日までに申告し、納めます。

特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取引の抑制と有効利用の促進を図ることを目的として昭和48年に創設されました。しかし、平成15年度の税制改正により、土地流通に関する税負担を軽減する観点から、平成15年度以降課税を停止し当分の間、新たな課税を行わないこととなりました。

入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備あるいは観光の振興などに要する費用にあてるための目的税です。

1 入湯税を納める人（納税義務者）

温泉（鉱泉浴場）の入湯客です。

2 税 率

1人1日について150円



3 課税免除

次に掲げる人は、入湯税が課税されません。

- (1)12歳未満の人
- (2)共同浴場又は公衆浴場に入湯する人で、施設の利用に関して支払う入場料、休憩料、入湯料、役務の対価等の合計金額が1,000円以下の人
- (3)連続して5日以上長期療養を目的とする人
- (4)市内にお住まいの65歳以上の人
- (5)市内にお住まいで身体障害者手帳などの交付を受けている人
- (6)修学旅行その他の教師の引率のもとに学校教育の一環として行われる行事に参加する人

4 納税の方法

浴場の経営者等が入湯客から徴収して、翌月の15日までに申告し納めます。

5 使 途

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設や消防施設の整備あるいは観光の振興などに要する費用にあてるための目的税です。令和5年度においては、下記の財源として活用します。

(単位：千円)

内 容		令和5年度 予算額	一般財源*	うち入湯税充当額
1	環境衛生施設の整備	938,079	711,320	14,205
2	消防施設の整備	397,073	318,274	6,356
3	観光の振興	1,534,908	314,465	6,280
合 計		2,870,060	1,344,059	26,841

*一般財源は予算額から国庫支出金などの特定財源を除いたものです。

事業所税

事業所税は、人口・企業が著しく集中する一定規模（人口30万人以上）の都市の道路・防災・教育文化施設など、都市環境の整備や改善に必要な財源として使われる目的税です。

1 事業所税を納める人（納税義務者）

市内の事業所などにおいて、事業を行う法人または個人です。

2 税額の計算

事業所税は、事業所などの床面積に応じて負担する資産割と従業者数に応じて負担する従業者割を合算して税額を算出します。

区 分	資 産 割	従 業 者 割
課 税 標 準	算定期間【*1】の末日現在における事業所床面積	算定期間【*1】中に支払われた従業者給与総額
税 率	1㎡につき600円	従業者給与総額の0.25%
免 税 点	事業所床面積1,000㎡以下	従業者数100人以下

【*1】「算定期間」とは、法人は事業年度、個人は1月1日から12月31日までをいいます。

3 納税の方法

納 税 の 方 法	納税義務者が課税標準や税額などを申告し、納めます。【*2】	
申 告 納 付 期 間	法人	事業年度終了の日から2カ月以内
	個人	翌年の3月15日まで

【*2】免税点以下で事業所税がかからない場合でも、事業所床面積の合計が800㎡を超えるとき、または従業者数の合計が80人を超えるときは申告が必要です。

お願い

〈事業所用家屋を貸付けている場合〉

「事業所用家屋の貸付等申告書」を提出してください。

〈事業所用家屋を新設・廃止した場合〉

「事業所等の新設・廃止申告書」を提出してください。

4 使 途

事業所税は、地方税法第701条の30の規定により、人口・企業が著しく集中する一定規模（人口30万人以上）の都市の道路・防災・教育文化施設など、都市環境の整備や改善に要する費用にあてるための目的税です。令和5年度においては、下記の財源として活用します。

（単位：千円）

内 容	令和5年度 予算額	一般財源*	うち事業所税充当額
1 道路の整備	2,214,944	307,534	99,782
2 防災に関する事業	501,813	99,431	32,261
3 教育文化施設の整備	4,946,355	1,051,830	341,277
4 市債の償還	8,216,204	8,216,204	2,665,829
合 計	15,879,316	9,674,999	3,139,149

*一般財源は予算額から国庫支出金などの特定財源を除いたものです。

都市計画税

都市計画税は、総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくために設けられた目的税です。

1 都市計画税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人です。

2 税額の算出

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (0.25\%)} = \text{税額}$$

○ 課税標準額は、原則として固定資産課税台帳に登録された価格です。

なお、土地については、固定資産税と同じように次の措置が適用されます。

- (1) 住宅用地に対する課税標準額の特例措置
 - ・ 小規模住宅用地 価格の1/3
 - ・ 一般住宅用地 価格の2/3

- (2) 市街化区域農地に対する課税標準額の特例措置
市街化区域農地 価格の2/3
- (3) 負担調整措置

3 免税点

固定資産税で免税点（43ページ参照）未満の人は、都市計画税も課税されません。

4 納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただきます。

5 使 途

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税です。令和5年度においては、下記の財源として活用します。

(単位：千円)

内 容		令和5年度 予算額	一般財源*	うち都市計画税充当額
1	街路の整備	970,542	69,442	57,095
2	公園の整備	390,492	57,692	47,435
3	市街地の開発	1,255,026	109,226	89,806
4	市債の償還	5,770,973	5,770,973	4,744,907
合 計		8,387,033	6,007,333	4,939,243

*一般財源は予算額から国庫支出金などの特定財源を除いたものです。



国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険事業・後期高齢者医療制度・介護保険事業に要する費用として収入に応じて負担していただくために設けられた目的税です。

国民健康保険加入者で介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの人）の介護保険料は国民健康保険税の一部として納めていただきます。

1 国民健康保険税を納める人（納税義務者）

国民健康保険税を納める人は世帯主です。なお、世帯主が国民健康保険の加入者でなくても、同一世帯に国民健康保険に加入している人がいる場合には世帯主（このような世帯主を擬制世帯主と言います。）に国民健康保険税を納めていただきます（この場合の世帯主の所得は、課税対象になりません）。

※特別な事情により世帯主（擬制世帯主に限る）の変更を希望される人は国保年金課賦課・資格担当班にご相談ください。

2 税額の計算

医療分

所得割額＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額＝税額（賦課限度額65万円）

支援分

所得割額＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額＝税額（賦課限度額22万円）

介護分

所得割額＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額＝税額（賦課限度額17万円）

の合計額

区分	課税標準	税率		
		医療分	支援分	介護分
所得割	前年中の総所得金額等から基礎控除（43万円）を差し引いた額（所得のある人個々に計算）	8.65%	2.49%	2.5%
被保険者均等割額	世帯内の被保険者数1人当たり（介護分は介護保険第2号被保険者数）	26,500円	7,700円	8,700円
世帯別平等割額	一世帯当たり	25,700円	6,900円	5,900円
賦課限度額		650,000円	220,000円	170,000円

軽減制度

①低所得世帯に対する軽減措置

世帯（世帯主・被保険者および特定同一世帯所属者^[注1]）の前年の総所得金額等の合計額が下記の基準以下の場合、均等割額・平等割額が減額されます。ただし、市役所で所得の把握ができない場合、減額できないことがあります。

軽減割合	該当する世帯の所得額基準(世帯(世帯主および被保険者等)の所得等合計額)
7割軽減	43万円+10万円×(給与・年金所得者数 ^[注2] -1)以下
5割軽減	43万円+(29万円×被保険者等数)+10万円×(給与・年金所得者数-1)以下
2割軽減	43万円+(53.5万円×被保険者等数)+10万円×(給与・年金所得者数-1)以下

※医療分・支援分・介護分ともに同じ軽減割合となります。

[注1] 「特定同一世帯所属者」とは、市町村国保から直接、後期高齢者医療の資格を取得した人をいいます。

[注2] 一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいいます。

②義務教育就学前の子どもへの軽減措置

義務教育就学前の子どもの均等割額が、5割軽減されます。①の対象世帯の子どもの場合は、①の軽減後の均等割額に5割軽減が適用されます。

後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税における軽減

後期高齢者医療制度の創設に伴って、国民健康保険税の算出上、次のような措置があります。

- ・後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の高齢者の方など）となったことにより、世帯の国民健康保険被保険者数が減少しても、従前と同様の軽減を受けることができます。
- ・国民健康保険被保険者が、後期高齢者医療制度の被保険者となったことで、その世帯の国民健康保険加入者がひとりになった場合、その時点以降の医療分および支援分にかかる平等割を減額します。

また、被用者保険（社会保険等）から後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、その人の被扶養者（65～74歳）が国民健康保険に加入する場合について、減免制度があります。

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減

会社の倒産・解雇等で失業し、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」とされた人（非自発的失業者）を対象に、国民健康保険税の算定の際、失業から一定期間（最長2年度）前年の給与所得を30/100とみなして、国民健康保険税が軽減されます。

軽減の対象となる人は、離職時に65歳未満で離職理由の番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」となっている人です。申告の際には雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、個人番号カードまたは通知カードおよび本人確認書類が必要です。

月割計算

国民健康保険に加入や脱退した場合は、加入は加入した月から年度末まで、脱退は4月から脱退の前月まで、それぞれの期間に応じて月割で計算されます。この場合、世帯の一部加入や脱退についても適用されます。

① 年度の途中で75歳になる人

75歳になる月の前月までを月割で計算し、その年度末までの納期に振り分けます。

年度途中で75歳になる被保険者のみの世帯は、75歳になる月の前月までの納期に振り分けます。

② 介護保険第2号被保険者

(ア) 年度の途中で40歳になる人

40歳になったとき（40歳の誕生日、1日生まれの場合はその前月）の分から介護分を月割で計算します。

(イ) 年度の途中で65歳になる人

65歳になる月の前月（1日生まれの場合は前々月）までの介護分を月割で計算し、その年度内の納期に振り分けます。

3 納税方法

◎納付書は一年分（10回分）を一括して6月に郵送します。

納期は6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月です。税額が変わった場合は、そのつど更正後の納付書を送付します。それ以後の納期分については、新たに送付した納付書で納入していただきます。

◎納付に便利な口座振替をご利用ください。

◎年金天引き（特別徴収）について

国民健康保険に加入している世帯主および世帯全員が65歳から74歳で主に次の3つの条件を満たす場合、原則、国民健康保険税を世帯主の年金から年金支

給月ごとに天引きします。

- ・国民健康保険の世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
- ・国民健康保険の世帯主の介護保険料が特別徴収（年金天引き）されている場合
- ・国民健康保険の世帯主の介護保険料と世帯の国民健康保険税の1回の特別徴収の合計額が世帯主の1回の年金支給額の2分の1を超えない場合

年金天引きする世帯主には、特別徴収開始の時期や金額の通知を郵送します。また、年金天引きの対象者で口座振替を希望される人は、年金天引き中止届と口座振替依頼書の手続きが必要となります。

なお、変更は手続き後2～3カ月程度かかります。



15 加入手続きが遅れた場合の国民健康保険税は？



令和4年9月末に会社を退職し、令和5年4月に国民健康保険の加入手続きをしました。ところが、国民健康保険税は令和4年10月から計算されているようです。会社を退職してからは健康保険証をもらっていませんでしたが、その分の国民健康保険税まで負担しなければならないのでしょうか？



他の市町村から転入したり、他の健康保険をやめたりした場合、国民健康保険の加入手続きをしたときから国民健康保険税を納めればよいと考えがちですが、現在の医療保険制度では資格のない空白の日は認められておりません。

よって、国民健康保険の資格は、他の健康保険が適用されなくなった日、または転入した日から発生し、国民健康保険税も届け出の遅れた分をさかのぼって負担していただくこととなります。